

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
が休日は、
日に当たる

鳥取県規則第四十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

目 次

◆規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則

鳥取県社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の施行期日を定める規則

◆告 示

診療所を廃止した旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

健康保険法による保険医療機関等の指定

計量器定期検査の実施

ピロプラズマ病検査等の実施

土地の用途廃止

道路の位置の指定

規 則

鳥取県規則第四十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二
月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「条例第四条第一号又は第四号」を「条例第四条第一号から第四号まで」に改める。

第八条を次のように改める。

(家賃又は割増賃料の減免の基準)

第八条 条例第十二条の規定による家賃の減額は、次の各号の一に該当する入居者（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による住宅扶助を受けている第二種県営住宅の入居者を除く。）に対して行なうものとする。

一 収入（条例第二条第八号に規定する収入の額に扶養親族（所得税法

昭和四十一年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。）一人につき三千円を加算した額をいう。以下この項において同じ。）が次の表に掲げる額以下である者。ただし、第一種県営住宅の入居者については、条例第四条第五号の規定による第二種県営住宅への入居を希望し、かつ、県営住宅更許可申請書を提出している者に限る。

扶養親族が三人以上の場合	一万九千円
扶養親族が二人の場合	一万六千円
扶養親族が一人の場合	一万三千円

二 自己又は同居の親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、その療養に要する費用として知事が認定した額を当該療養に要する月数で除した額（以下「療養費用」という。）を収入から控除した額が前号の表に掲げる額以下となるもの

三 災害により著しい損害を受けた者その他特別の事情がある者で、知事が必要ないと認めたもの

- 2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次の各号に掲げる額とする。
一 前項第一号又は第二号に該当する入居者については、二千円
二 前項第三号に該当する入居者については、知事がその事情を考慮してそのつ度決定した額

3 第一種県営住宅の入居者で生活保護法による住宅扶助を受けているものに対する減額後の家賃は、前項の規定にかかるらず、その住宅扶助として支給される家賃の額とする。

4 条例第十二条の規定による家賃の免除は、災害その他特別の事情により知事が特に必要があると認めた入居者に対して行なうものとする。

5 条例第二十二条第三項において準用する条例第十二条の規定による割増賃料の免除は、次の各号の一に該当する入居者に対して行なうものとする。

一 第一項（第一号を除く。）の規定により家賃を減額された者

二 前項の規定により家賃を免除された者

三 自己又は同居の親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第十九条第三項に規定する収入基準以下となるもの

6 家賃の減免又は割増賃料の免除の期間は、一年をこえない範囲内において知事がその事情を考慮してそのつ度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。

第八条の次に次の三条を加える。
(家賃又は割増賃料の微収猶予の基準)

第八条の二 条例第十二条の規定による家賃の徴収の猶予又は条例第二十条第三項において準用する条例第十二条の規定による割増賃料の徴収の猶予は、家賃又は割増賃料の支払いが困難であると知事が認めた入居者でその支払能力が六箇月以内に回復すると認められるものに対し行なうものとする。

2 前項の徴収の猶予の期間は、六箇月をこえない範囲内において知事がその事情を考慮してそのつ度定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。

(敷金の徴収猶予の基準)

第八条の三 条例第十二条の規定による敷金の徴収の猶予は、次の各号の一に該当する入居者に対することができる。

一 第八条第一項の規定により家賃を減額された者

二 第八条第四項の規定により家賃を免除された者

三 前条の規定により家賃の徴収を猶予された者

四 生活保護法による生活扶助を受けている者

2 前項の徴収の猶予の期間は、入居者が県営住宅に入居したときから徴収の猶予を受けることとなつた理由が消滅したときまでとする。

(家賃等の减免又は徴収猶予の申請等)

第八条の四 条例第十二条の規定により家賃の减免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとするとき、又は条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条の規定により割増賃料の免除若しくは徴収の猶予を受けようとするときは、県営住宅家賃(割増賃料)減額(免除)申請書(様式第一号)又は県営住宅家賃(敷金・割増賃料)徴収猶予

申請書(様式第十二号)に、入居家族全員の過去一年間の収入報告書及び給与支給證明書その他の収入の状況を証明するに足る書面を添付して知事に提出しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる申請に係る前項の申請書には、前項に規定する書類のほか、それぞれ次の表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

申 請 の 区 分	添 付 書 類
に該当する場合 第八条第一項第一号	生活保護法による住宅扶助受給證明書
に該当する場合 第八条第一項第二号	にあつては住宅扶助受給證明書
に該当する場合 第八条第五項第三号	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかることと及びその療養期間を証明する医師の証明書並びに概算医療費を記載した書面並びに生活保護法による住宅扶助を受けている者にあつては住宅扶助受給證明書
家賃の免除の申請	災害その他特別の事情により特に家賃の免除を必要とすることを証明するに足る書面
割増賃料の免除の申請	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかることと及びその療養期間を証明する医師の証明書並びに概算医療費を記載した書面
家賃の徴収の猶予の申請	家賃の支払いが困難であることを証明するに足る書面
割増賃料の徴収猶予の申請	割増賃料の支払いが困難であることを証明するに足る書面
第四号に該当する場合 第八条の三第一項第二号	生活扶助受給證明書

3 知事は、家賃若しくは割増賃料の减免又は家賃、敷金若しくは割増賃料の徴収の猶予をしたときは、県営住宅家賃(割増賃料)減額(免除)

通知書（様式第十三号）又は県営住宅家賃（敷金・割増賃料）徴収猶予通知書（様式第十四号）により申請者に通知しなければならない。

家賃若しくは割増賃料の減免又は家賃、敷金若しくは割増賃料の徴収の猶予を受けた入居者は、その減免又は徴収の猶予の期間中にその減免

又は徵収の猶予を受けることとなつた理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の届出を受理したとき、又は知事においてその理由が消滅したと認めたときは、家賃若しくは割増賃料の減免又は家賃、敷金若

しくは割増賃料の徴収の猶予の取消しをするものとする。

(住宅監理員及び住宅管理人)

欄に掲げる県営住宅につき、それぞれ同表下欄に掲げる職員をもつて充てる。

県 営 住 宅	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡の地域に所在する県営住宅
倉吉市及び東伯郡の地域に所在する県営住宅	倉吉市土木出張所長
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の地域に所在する県営住宅	建築課長

2 条例第二十五条第三項の規定による住宅管理人は、入居者のうちから知事が任命する。

3 知事は、住宅管理人が次の各号の一に該当するときは、住宅管理人を解任することができる。

一 本人から退職の申出があつた場合で事情やむを得ないと認められるとき。

二 その他知事が住宅管理人として不適当と認めたとき。

第十八条中「管理人」を「住宅管理人」に改める。

様式第一号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第一号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改め、同様式の関係書類の

「条例第四条第一号ないし第四号」を「条例第四条第一号から第四号」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第七号中
印收(10号)紙入
在
印收
紙入
に、「鳥取県知事」を「職氏名」

に改める。

様式第八号及び様式第九号中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第十一号から様式第十四号までを次のように改める。

00776

様式第十一号

県営住宅家賃（割増賃料）減額（免除）申請書
県営住宅の家賃（割増賃料）の減額（免除）を受けたいので、次のとおり
申請します。

- 一 家賃（割増賃料）の額 円
二 減額（免除）の希望期間 昭和 年 月から昭和 年 月まで 円
三 減額の希望額（第八条第一項第三号に該当する者に限る。） 円
四 減額（免除）を受けようとする理由
昭和 年 月 日

職 氏 名 殿
申請者
団地 第 号
管理人印

職 氏 名	申 請 者
團 地 第	号
管 理 人 印	印
一 家賃（敷金・割増賃料）の額 円	二 家賃（割増賃料）の最終納入年月 昭和 年 月
三 県営住宅の家賃（敷金・割増賃料）の徴収の猶予を受けたいので、次のと おり申請します。	三 家賃（敷金・割増賃料） 昭和 年 月 日から
四 徴収の猶予を受けようとする理由 昭和 年 月 日	四 家賃（敷金・割増賃料）の希望期間 昭和 年 月 日まで

様式第十二号

様式第十四号

様式第十三号

受 第 号
昭和 年 月 日
職 氏 名
殿

県営住宅家賃（割増賃料）減額（免除）通知書
昭和 年 月 日付けで申請があつた県営住宅の家賃（割増賃料）
の減額（免除）については、次のとおり減額（免除）する。

- 一 減額後の家賃 円
二 減額（免除）の期間 昭和 年 月から昭和 年 月まで
三 条件 減額（免除）期間内に減額（免除）を受ける理由が消滅したとき
は、直ちに知事に届け出ること。

受 第 号	昭和 年 月 日
職 氏 名	団地 第 号
管 理 人 印	印
一 家賃（敷金・割増賃料）の額 円	二 家賃（割増賃料）の最終納入年月 昭和 年 月
三 県営住宅の家賃（敷金・割増賃料）の徴収の猶予については、次のとおり徴収を猶予する。 貨料の徴収の猶予については、次のとおり徴収を猶予する。	三 家賃（敷金・割増賃料） 昭和 年 月 日から
四 徴収の猶予の期間 昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで	四 家賃（敷金・割増賃料）の希望期間 昭和 年 月 日まで

昭和四十四年八月一日 様式第十五号から様式第十八号まで中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第十九号中「鳥取県知事」を「職氏名」に、**回**に改める。
様式第二十号から様式第二十二号まで中「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第二十三号中「鳥取県知事」を「職氏名」に、

〇〇円を**第一種五〇、〇〇〇〇円**に改める。

様式第二十四号中**〔所得税法一章一節の額〕**を**〔所得税法二編二章一節から三節までの額〕**に改める。

〇〇円を**〔第一種四五、〇〇〇〇円〕**に改める。

「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第二十五号中「鳥取県知事」を「職氏名」に、

〔第一種四五、〇〇〇〇円〕を**〔第二種三〇、〇〇〇〇円〕**に改める。

「鳥取県知事」を「職氏名」に改める。

様式第二十六号中「鳥取県知事」を「職氏名」に、

〔第一種四五、〇〇〇〇円〕を**〔第二種二五、〇〇〇〇円〕**に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県知事 石二朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

例(昭和四十四年六月鳥取県条例第三十一号)の施行期日は、昭和四十四年八月一日とする。

告示

鳥取県告示第四百五十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
内 医 院	境港市外江町 三五四七番地	内科、外科、産婦人科	昭和四十四年 六月三十日

鳥取県告示第四百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十四年七月一日	藪内医院	境港市外江町 三五四七番地	内科、外科	松尾 遼士

鳥取県告示第四百五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用表
川本医院	東伯郡東伯町 保五の二	内科、外科	川本 薫	昭和四十四年七月十五日	乙表 点数表
入江医院	大字下伊勢四三八	産婦人科、小兒科	入江正昭	"	"
中尾小兒科医院	米子市西福原 米川新道西二の一	内科、小兒科	中尾 博	"	"
小坂医院	糸町一丁目四 内科、小兒科	小坂 博	"	二十五日	"
中尾医院	八頭郡若桜町 岩屋堂一、二、三 内科、小兒科	中尾 成己	"	二十七日	"

検査日時	検査区域	検査場所	鳥取県知事 石 破 二 朗
九月一日	午前十時から 午後一時から	倉吉市	鳥取県知事 石 破 二 朗
"	午後三時まで	上灘小学校	
"	午前十時から 午後三時まで	河北中学校	
"	午前十時から 午後三時まで	上北条公民館	
"	午前十時から 午後三時まで	灘手小学校	
"	午前十時から 午後三時まで	倉吉市農業協同組合西郷支所	
"	午前十時から 午後三時まで	高城公民館	
午後一時三十 分から三時三十 分まで	午前十時から 午後三時まで	倉吉市農業協同組合北谷支所	

八日	午前十時から	上小鴨公民館
九日	午前十時から	倉吉市農業協同組合小鴨支所
十日	午後三時まで	倉吉市農業協同組合小鴨支所
十一日	午後四時まで	倉吉市福祉会館
十二日	午後十時から	倉吉市役所
十六日	午後三時まで	計量器所在場所
十七日	午後十時から	倉吉市役所
十八日	午後三時まで	倉吉市役所
二十二日	午後十時から	江府町
二十六日	午後十時から	溝口町
二十七日	午後十時から	大内検診場
二十九日	午後十時から	岩立、金屋谷
三十日	午後十時から	東山
三十一日	午後十時から	瓜菜沢、本谷
三十二日	午後十時から	大平原
三十三日	午後十時から	日野町
三十六日	午後十時から	奥渡
三十七日	午後十時から	上坂、福栄
三十九日	午後十時から	柔手山
四十日	午後十時から	大菅

鳥取県告示第四百五十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 實施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 實施の期日 別表のとおり
- 五 檢査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BH C 散布

別表

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日 実施区域 実施場所

八月	四日	溝口町	大内検診場
	七日	江府町	
	十一日	日野町	
	十二日	岩立、金屋谷	
	十三日	東山	
	二十三日	瓜菜沢、本谷	
	二十六日	大平原	
	二十七日	日南町	
	二十九日	奥渡	
	三十日	上坂、福栄	
	三十一日	柔手山	
	三十二日	大菅	

鳥取県告示第四百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年七月二十九日から用途廢止した。

昭和四十四年八月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

9 昭和44年8月1日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第4059号 (第三種郵便物認可)

場 所	(面積) (平方メートル)	用 途
日野郡日野町貝原字カミダ五四ノ一番地先から 五五ノ一番地先まで	五一・七七	道路敷
四七ノ一番地先から 五五ノ二番地先まで	二七・六五	水路敷
"	"	"
鳥取県告示第四百五十六号		
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年七月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。		
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。		
昭和四十四年八月一日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		
申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市福吉町二丁目一六八〇	倉吉市字千人破戸一六八八の五	幅員 四・〇〇メートル 延長 六〇・六〇メートル
上 田 石 造	一六八八の七〇	"
"	一六八八の一〇	"
"	一六八八の一	"
"	一七七三の二二の一	"
一七七三の二二地先農道	字東淀賀	"